

令和3年8月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

## 8月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和3年6月分)	2
2. 「トレーラーの適正な使用等に係る研修会」のご案内	6
3. 乗務員講習会のご案内	8
4. グリーン経営講習会参加申込書	15
5. 業務中における交通事故抑止対策の推進について	17
6. 「働きやすい職場認定制度」の申請受付開始について	19
7. 自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施要領	50
8. 就職氷河期世代の方向けの短期資格等取得コース事業	57
9. 墜落・転落災害防止対策の推進に係る協力要請について	59
10. 陸災防労働災害事例生成ツール	65
11. 陸災防香川県支部の皆様へ	66
12. 会員名簿の変更について	67

※香ト協燃料ニュースは広報誌「香川 ニュー物流」に掲載しております。

**求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について  
 (令和3年6月)**

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和3年6月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

**令和3年6月の運賃指数の概要**

1. 令和3年6月の運賃指数は、前月比5ポイント減、前年同月比3ポイント減の108であった。
2. 6月末現在の求車登録件数は60,972と前年同月比24,935増(69.2%増)となった。

**1. 加入者数、成約件数**

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,062	6,205
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064	288,956	272,250	68,360

※令和3年度は6月末現在

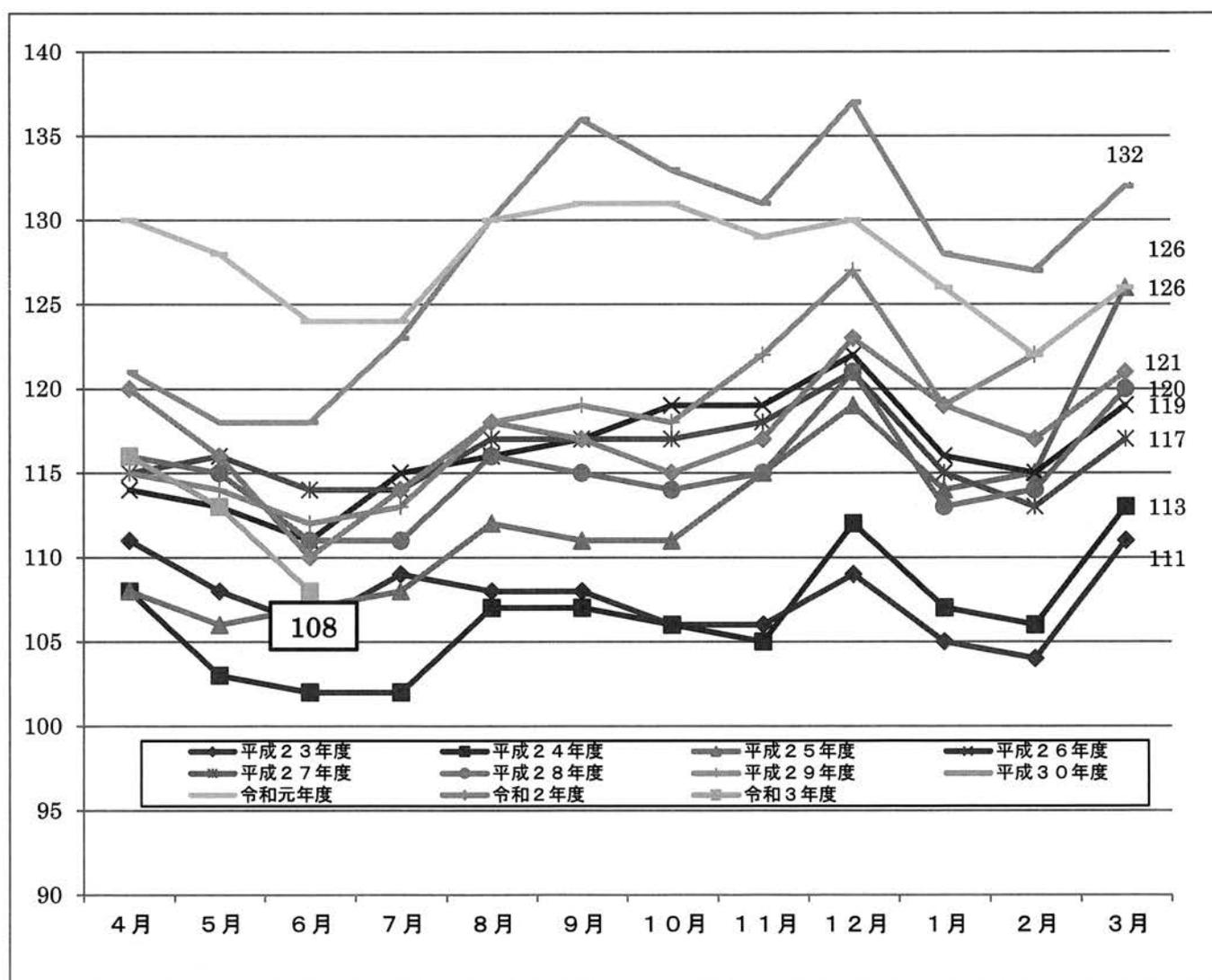
**2. 荷物情報(求車)件数**

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
登録 件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	914,565	213,343

荷物情報(求車)	令和3年6月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	60,972	24,935	+69.2%	2,409	+4.1%
成約件数	22,553	3,821	+20.4%	2,103	+10.3%
成約率	37.0%	-15.0ポイント	—	+2.1ポイント	—

### 3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

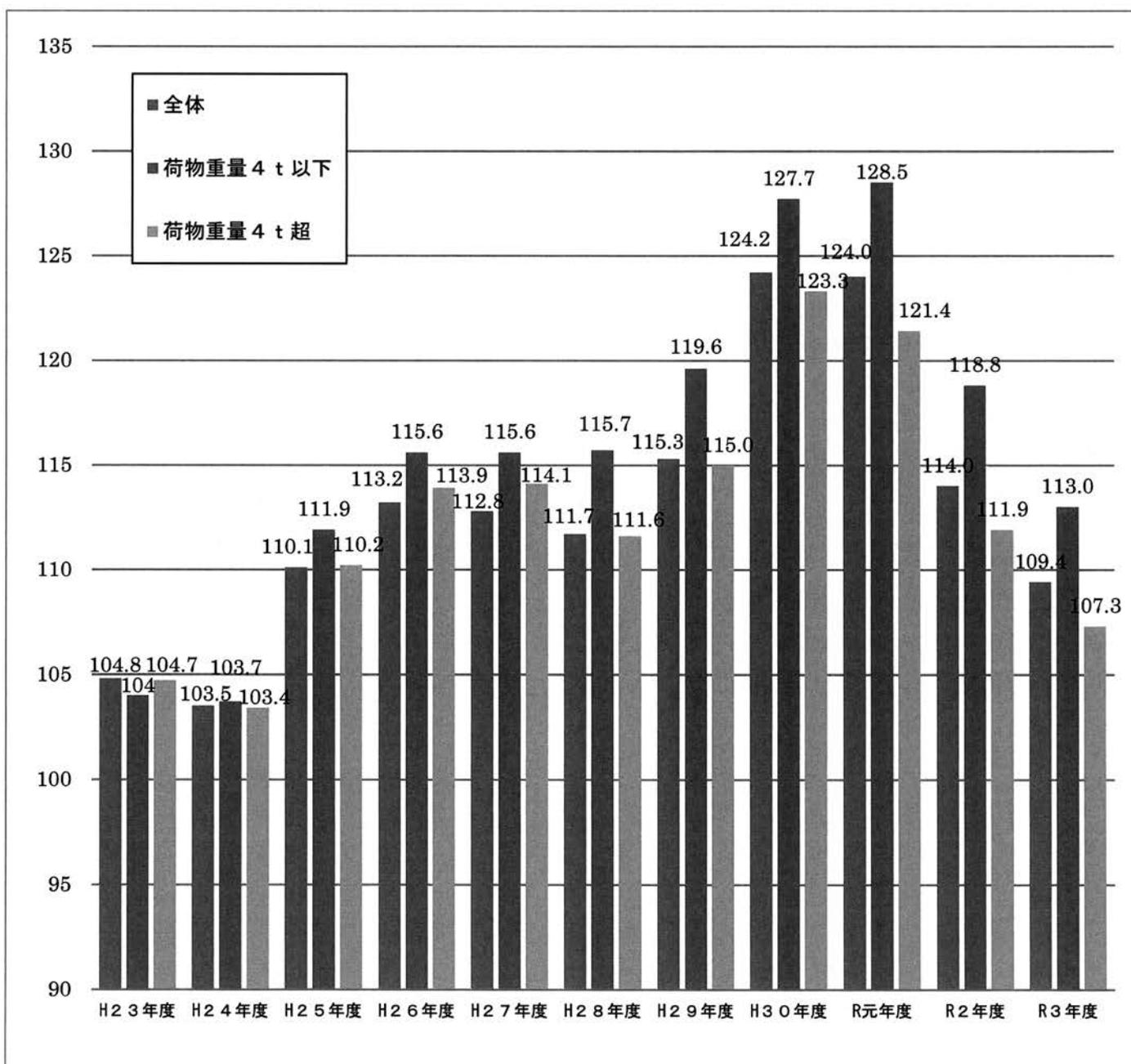
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108									



#### 4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	114	109.4
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	118.8	113.0
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.9	107.3

※令和3年度は6月末現在



### ○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

### ○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

### ○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会  
経営改善事業部 金子・大橋・長嶋  
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会  
キット事業部 松井  
TEL03-3357-6068

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

## 「トレーラの適正な使用等に係る研修会」のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

香川県トラック協会では、一般社団法人日本自動車車体工業会トレーラ部会担当者を講師に迎え「トレーラの適正な使用等に係る研修会」を開催します。

この研修会は、トレーラをより安全に使用するための点検整備の重要性や日常点検等について説明する他、最新のトレーラに係わる法改正紹介とトレーラ輸送による輸送効率向上、また、安全装置の解説等の説明もありますので、是非ご参加をよろしくお願い致します。

なお、コロナウイルス感染症拡大等の状況により、中止などの対応になる場合がありますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 開催日時 令和3年8月26日(木) 13時30分～16時
2. 開催場所 香川県トラック総合会館 5階
3. 定 員 25名(先着順)
4. 次 第 ①トレーラのより安全な使用について  
動画「トレーラ火災の原因と防止について」  
講演「トレーラ火災事故の原因と防止のための点検整備の重要性、車輪脱落防止のための予防整備の重要性を周知」  
②最新のトレーラに係わる法改正紹介とトレーラ輸送による輸送効率向上について  
講演「トレーラに係わる法規について、現状に至るまでの法改正の流れを説明」等  
③実車実験動画で見るトレーラの横転抑制装置の有効性  
動画「より安全なトレーラをめざして」  
講演「エアサストレーラに装着が義務付けになった横転抑制装置の有効性」
5. 申 込 別紙申込書を8月13日までに香ト協までご返信をお願いします。

香ト協 行

FAX087-821-4974

トレーラの適正な使用等に係る研修会申込書

1. 開催日時 令和3年8月26日（木）13時30分～16時
2. 開催場所 香川県トラック総合会館 5階
3. 申 込 8月13日（金）までにお願ひします。

会社名			
役職		氏名	

令和3年8月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

令和3年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会について、香川県トラック協会では、平成16年度から「乗務員講習会」を実施しており、多数の事業所から運転者の派遣を頂いております。

標記講習は、国土交通省大臣告示第1366号(※)を基に実施し、対話式で実施する参加型乗務員向け教育講習です。

受講終了後には、上記内容を付記した通知書を送付させていただくなど、安全教育の実施だけでなく、受講証明の記録に至るまで考慮し進めております。

香ト協は各事業所の安全教育の一助として、本年度も無料で標記講習会を開催しますので、乗務員の派遣をお願い申し上げます。

参加申込みについては別紙にてお願いいたします。

敬 具

※ 国土交通省告示第1366号とは、

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項事項の規定に基づき、運転者に対する指導、監督を実施した日時・場所及び内容、監督指導を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所に保存するものとする。

令和3年度 乗務員一般講習会 参加申込票

・乗務員一般講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第237回	8月7日(土) 9:00 ~ 12:00	ユープラザうたづ(坂出市) 綾歌郡宇多津町浜六番丁88番地

○受講希望者データ

会社名	
担当者名(記入者)	

氏名	生年月日	乗務歴	乗務車種 (○印記入)		
			大型	中型	小型
1 (ふりがな)..... 昭和 平成	年 月 日	年	大型	中型	小型
参加希望講習 (○印記入)	第237回(AM)			大型	中型
2 (ふりがな)..... 昭和 平成	年 月 日	年	大型	中型	小型
参加希望講習 (○印記入)	第237回(AM)			大型	中型
3 (ふりがな)..... 昭和 平成	年 月 日	年	大型	中型	小型
参加希望講習 (○印記入)	第237回(AM)			大型	中型

※ 香ト協 (FAX 087 - 821 - 4974) へ申し込みください。

令和3年8月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

令和3年度 乗務員ステップアップ講習のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会については、一般的な指導及び監督の指針に沿った内容のほか、実車を使って日常点検や死角、内輪差、リアオーバーハング(尻振り)の検証等を体感する参加型乗務員講習となっております。受講修了後には、講習修了内容を付記した通知書を送付させていただくなど、安全教育の実施だけでなく、受講証明の記録に至るまで考慮し進めております。

当業界は中小零細が多く、事業所内で告示内容に沿って教育していくことが難しいと聞いております。そのような状況下、香ト協は各事業所の安全教育の一助として、本年度も無料で標記講習会を開催しておりますので、受講を希望される際は別紙の参加申込書にて香ト協へ申し込み下さい。

敬 具

令和3年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第94回	9月25日(土) 9:00 ~ 12:00	安全研修センター(高松市) 高松市福岡町3丁目3-6
	第95回	9月25日(土) 13:30 ~ 16:30	安全研修センター(高松市) 高松市福岡町3丁目3-6
	第96回	10月23日(土) 9:00 ~ 12:00	安全研修センター(高松市) 高松市福岡町3丁目3-6
	第97回	10月23日(土) 13:30 ~ 16:30	安全研修センター(高松市) 高松市福岡町3丁目3-6

○受講希望者データ

会社名	
担当者名(記入者)	

氏名	生年月日		乗務歴	乗務車種 (○印記入)
	昭和 平成	年 月 日		
1 (ふりがな)	昭和 平成	年 月 日	年	大型
参加希望講習 (○印記入)	第94回(AM)・第95回(PM)・第96回(AM)・第97回(PM)			中型
2 (ふりがな)	昭和 平成	年 月 日	年	大型
参加希望講習 (○印記入)	第94回(AM)・第95回(PM)・第96回(AM)・第97回(PM)			中型
3 (ふりがな)	昭和 平成	年 月 日	年	大型
参加希望講習 (○印記入)	第94回(AM)・第95回(PM)・第96回(AM)・第97回(PM)			中型
				小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

令和 3 年 8 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・16回）、事故惹起運転者講習会（7回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日

<初任運転者講習会>

<del>第1回</del> <del>令和3年</del> <del>4月15日(木)</del>	<del>第2回</del> <del>5月20日(木)</del>
<del>第3回</del> <del>6月3日(木)</del>	<del>第4回</del> <del>6月24日(木)</del>
<del>第5回</del> <del>7月8日(木)</del>	第6回 8月 5日(木)
第7回 8月26日(木)	第8回 9月 9日(木)
第9回 10月 7日(木)	第10回 10月28日(木)
第11回 11月11日(木)	第12回 12月 2日(木)
第13回 令和4年 1月20日(木)	第14回 2月 3日(木)
第15回 2月24日(木)	第16回 3月24日(木)

<事故惹起運転者講習会>

<del>第1回</del> <del>令和3年</del> <del>4月22日(木)</del>	<del>第2回</del> <del>5月27日(木)</del>
<del>第3回</del> <del>7月15日(木)</del>	第4回 9月16日(木)
第5回 11月25日(木)	第6回 令和4年 1月13日(木)
第7回 3月10日(木)	

2. 開催時間 9:30～17:00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合がありますので、四国交通共済協同組合 HP で「講習・研修スケジュール」  
(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>) で申込状況ご確認いただきお申込み下さい
7. 証 明 書 受講後、四国交通共済協同組合から、各人へ特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具をご持参下さい。  
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加下さい。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承下さい。

## 初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和3年 4月15日 (木)	終了	5月20日 (木)
終了	6月3日 (木)	終了	6月24日 (木)
終了	7月8日 (木)		8月 5日 (木)
	8月26日 (木)		9月 9日 (木)
	10月 7日 (木)		10月28日 (木)
	11月11日 (木)		12月 2日 (木)
	令和4年 1月20日 (木)		2月 3日 (木)
	2月24日 (木)		3月24日 (木)

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和3年 4月22日 (木)	終了	5月27日 (木)
終了	7月15日 (木)		9月16日 (木)
	11月25日 (木)		令和4年 1月13日 (木)
	3月10日 (木)		

※開講時間は、9：30～17：00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。  
 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
1		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

# グリーン経営講習会参加申込書

- 開催日時：令和3年8月27日(金) 13:30～16:00  
(13時から受付)
- 会場：香川県トラック協会安全研修センター 3F
- 対象業種：トラック・バス・タクシー事業(同時開催)

参加ご希望の方は、必要事項を記入の上、この用紙を下記まで「メール」にて送信してください。

メールアドレス：skt-butstryuu@mlit.go.jp

- ※複数名で参加を希望される場合は、参加される方全員の氏名をご記入ください。
- ※定員に達してしまった場合のみ、当局より参加いただけない旨の連絡をいたします。
- ※締切日に参加者が定員に満たない場合は、開催日前日まで申込み受付をいたします。
- ※申込み後に人数変更や欠席等ある場合は、必ずご連絡をお願いいたします。

連絡先：四国運輸局 交通政策部 環境・物流課

グリーン経営講習会担当 087-802-6726

フリガナ 会社名			
業種 ( <input type="checkbox"/> を記入 ください)	<input type="checkbox"/> トラック	<input type="checkbox"/> バス	<input type="checkbox"/> タクシー
参加者氏名		所属・役職	
参加者氏名		所属・役職	
参加者氏名		所属・役職	
ご住所			
電話番号			

【個人情報の取扱いについて】  
ご記入いただいた個人情報は、当講習会の運営・管理にのみ使用し、その他の目的には使用いたしません。



令和3年7月7日

一般社団法人香川県トラック協会

会長 楠木 寿嗣 様

香川県警察本部  
交通部長 森本 浩



業務中における交通事故抑止対策の推進について（ご依頼）

盛夏の候、貴台におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、交通安全活動をはじめ、警察行政各般にわたりまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、先般、千葉県内において下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷し、その原因として運転者の業務中の飲酒運転が発覚したことから、社会的に大きな反響を呼んだところです。

そのような中、昨日、観音寺市大野原町の県道において、業務中の準中型貨物車が二輪車と衝突し、二輪車を運転していた男性が亡くなるという大変痛ましい交通死亡事故が発生いたしました。

そこで、貴協会に所属する事業主や運行管理者の皆様方におかれましては、今一度、従業員の運転適性や体調管理等について十分に把握し、適切な運行管理に努めていただくとともに、社内における交通安全教育の場におきまして、

- 体調がすぐれない者は、運転を控えさせる。
- 自動車を運転する前日は、酒量を控え、十分な睡眠をとらせる。
- 長距離運転は、運転時間、休憩時間、気象条件等を踏まえて管理する。
- 運転中に疲れを感じたときは、早めに休憩をとらせる。

などの運転に集中できる職場環境の整備について、事業所内で再検討いただくなど、従業員の安全運転意識の高揚と悲惨な交通事故の絶無が図られるよう、ご高配を賜りますようお願いいたします。

結びに、貴台のご健勝と貴協会の益々のご発展を祈念申し上げます。



# 連続発生！ 交通死亡事故！

発生日時 令和3年7月6日(火)  
午前8時50分頃  
発生場所 観音寺市大野原町(県道241号線)  
態様 四輪×二輪(45歳男性が死亡)

対向車線へのはみ出しによる  
正面衝突

発生日時 令和3年7月8日(木)  
午後6時40分頃  
発生場所 坂出市府中町(県道18号線)  
態様 四輪(48歳男性が死亡)×四輪

発生日時 令和3年7月8日(木)  
午後9時48分頃  
発生場所 高松市鶴市町(市道)  
態様 四輪×歩行者(51歳男性が死亡)

交差点  
付近



## ドライバーのみなさん！

- 運転中は常に緊張感を持ち、前をよく視て、運転に集中しましょう。
- シートベルトは必ず、全席で着用しましょう。
- 制限速度を守り、無理な運転はやめましょう。

## 歩行者のみなさん！

- 外出時は必ず、反射材を身につけましょう。
- 横断歩道を利用し、危険な横断はやめましょう。

事務連絡  
令和3年7月16日

公益社団法人 全日本トラック協会 御中

国土交通省自動車局  
総務課企画室

### 「働きやすい職場認証制度」の申請受付開始につきまして

日頃より、国土交通行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、昨年度に「働きやすい職場認証制度」を創設いたしました。本制度は、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、厚生労働省とも連携して運転者への就職を促進することを目的に実施するものです。昨年度の申請においては、周知に多大なご尽力を頂いた結果、合計で2,545社（バス：172社、タクシー：656社、トラック：1,717社）が認証されたところです。

目下、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う環境変化に対応すべく事業継続、雇用維持等に多大なご尽力を頂いているところと存じますが、本年度においても本認証制度について下記のとおり申請の受付を開始いたしますので、本制度についてもご理解をいただき、傘下会員の幅広いご参画をいただけるよう、周知等についてご協力方、何卒お願い申し上げます。

## 記

### 1. 制度概要

#### (1) 考え方

基本となる法令遵守等に加えて、各社の前向きな自発的取組み、改善取組みを積極的に評価する観点から制度の運用設計を行っています。また、小規模事業者の方にこそチャレンジいただけるものとなるよう、初年度（令和2年度）に引き続き今年度もシンプルな制度とすることといたしました。

#### (2) 認証対象

バス（乗合、貸切）、タクシー、トラック事業者 ※原則、法人単位

#### (3) 認証審査手続き

国土交通省の指定を受けた認証実施団体である一般財団法人日本海事協会が申請受付、審査、認証等の手続きを実施します。

#### (4) 認証の審査要件

中小事業者による申請を容易にし、取組みの円滑な浸透・普及を図る観点から、①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成 の5分野について基本的な取組要件を満たすことで、取得可能とし

ました。

併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化することとしております。

#### (5) 料金

審査料： 5. 5万円（税込）／1申請あたり

※インターネットによる電子申請の場合、3. 3万円（税込）に割引

登録料： 6. 6万円（税込）／1申請あたり

#### (6) 認証結果等の活用（これまでの実績）

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施しております。また、求人エージェント協力の下、認証事業者の紹介等業界のイメージ刷新に向けた情報提供を実施しております。

## 2. 今後の予定

申請期間：令和3年7月21日（水）～9月21日（火）

※順次審査を実施し、12月以降、審査結果を申請者に通知予定。認証事業者については、日本海事協会の「働きやすい職場認証制度」のホームページで令和4年2月21日（月）に公表予定。

### <添付資料>

資料1 自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

資料2 「働きやすい職場認証制度」申請案内書の骨子（日本海事協会資料）

資料3 「働きやすい職場認証制度」認証項目（日本海事協会資料）

### <参照>

○国土交通省報道発表（令和3年7月16日）

「「働きやすい職場認証制度」申請受付開始 ～バス、タクシー、トラック事業者の取組を見える化～」

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01\\_hh\\_000074.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000074.html)

○一般財団法人 日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ

<https://www.untenshashokuba.jp/>

※解説動画、よくある質問等をご覧いただけます（申請案内書等のダウンロードもこちらから）。

### <問い合わせ先>

○一般財団法人 日本海事協会 陸上交通物流部

03-5226-2412

○自動車局総務課企画室

代表 03-5253-8111（内線41162） 福田、小田

以上

令和3年7月16日  
自動車局総務課企画室

## 「働きやすい職場認証制度」申請受付開始 ～バス、タクシー、トラック事業者の取組が見える化～

自動車運送事業者による働き方改革の取組（職場環境の改善努力）を「見える化」した「働きやすい職場認証制度」の申請を7月21日から9月21日まで受け付けます。

### 1. 背景

国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、昨年度に「働きやすい職場認証制度」を創設しました。

本制度を通じ、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促します。併せて、更なる改善の取組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保が期待できます。このたび、2回目となる申請の受付を行い、更なる本制度の普及により自動車運送事業者の働き方改革を推進してまいります。

### 2. 概要

#### (1) 対象

自動車運送事業者（トラック事業者、バス事業者（乗合、貸切）、タクシー事業者）

#### (2) 審査要件

①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、認証を取得可能。併せて、自主的・先進的な取組みを参考点として点数化。

#### (3) 認証手続き

国土交通省の指定を受けた一般財団法人日本海事協会（ClassNK）が認証実施団体として申請受付、審査及び認証手続きを実施。

#### (4) 料金

審査料：5.5万円（税込）／1申請あたり

※インターネットによる電子申請の場合、3.3万円（税込）に割引

登録料：6.6万円（税込）／1申請あたり

#### (5) 認証結果等の活用（これまでの実績）

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。また、求人エージェント協力の下、認証事業者の紹介等業界のイメージ刷新に向けた情報提供を実施。

### 3. スケジュール(予定)

(1)申請受付期間 :令和3年7月21日～9月21日

(2)認証事業者の公表:令和4年2月21日(予定)

#### <参考>

(1) 一般財団法人日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ

<https://www.untenshashokuba.jp/>

(申請案内書、「申請案内書」の骨子、申請のポイント紹介動画等をご覧ください(申請案内書等のダウンロードもこちらから))

(2) 自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要(別添1)

(3) 日本海事協会 プレスリリース(別添2)

以上

#### 【お問い合わせ先】

自動車局総務課企画室 福田、小田

代表 03-5253-8111 (内線 41162)

直通 03-5253-8564 FAX 03-5253-1636

## 運転者職場環境良好度認証制度 “働きやすい職場認証制度”

### 2021年度申請案内書の骨子

一般財団法人 日本海事協会

© Copyright by NIPPON KAIJI KYOKAI

認証実施団体 一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK) **ClassNK**

#### 一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

【創立】1899年（発起人：高橋是清、渋沢栄一等）

【職員数】約1,650名（2020年12月末現在）

【本部】東京都千代田区紀尾井町

【拠点数】国内20拠点 / 海外109拠点

【主な業務】船級関連業務、マネジメントシステム認証（ISO&OHSAS関連）、  
技術サービス業務、トレーニングサービス業務、国際活動、研究開発



#### 国土交通省より

運転者職場環境良好度認証制度の認証実施団体に指定

#### 認証実施団体の主な役割

国土交通省の定めた実施要綱に基づく、  
認証制度の運営（審査・証書の発行等）や制度の普及推進。



### 認証制度運営委員会

認証実施団体(ClassNK)は、国土交通省の定めた実施要綱に従って「認証制度運営委員会」(運営委員会)を設置し、制度の運営方針及び制度運用の改善等を含む重要事項を審議。

**【構成員】**

学識経験者、事業者団体、労働組合、  
国土交通省自動車局(総務課企画室(指定者)・旅客課・貨物課・安全政策課)  
事務局:日本海事協会

### 審査委員会

運営委員会の下に学識経験者及び専門家のみで構成される「審査委員会」を設置し、個別の審査に係る事項を審議。

結果は運営委員会に報告され、運営委員会の承認を得て認証事業者を公表。

**【構成員】**

学識経験者、専門家(弁護士、社会保険労務士等)  
事務局:日本海事協会  
オブザーバー:国土交通省自動車局総務課企画室

## 制度創設の経緯

### 背景

- ・ 自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)の運転者不足が深刻化しており、運転者の労働条件、労働環境の改善が急務。
- ・ 自動車の運転業務について、2024年4月に年960時間(=月平均80時間)以内の時間外労働上限規制(罰則付)が導入。

### 政府による検討

自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議  
「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」



国土交通省「自動車運送事業のホワイト経営の『見える化』検討会」



「運転者職場環境良好度認証制度」の創設

### 制度の基本的な考え方

本認証制度は、運転者の労働条件や労働環境に関して第三者機関が評価・認証し主に求職者へ情報提供を行うための制度。

### 制度の目的

- 認証制度を通じて、認証事業者の労働条件や労働環境を求職者が容易に確認できるようになることにより、トラック・バス・タクシーの運転者への就職を促進。
- 自動車運送事業者が認証基準を満たすために、様々な改善に取り組むことを通じて、より働きやすい労働条件、労働環境の実現等。

### 制度の運営基本方針

- 本制度が実効性を伴うドライバー確保の手段となること。
- 認証取得により制度が浸透し、労働条件や労働環境に関する基本的な取り組みが定着すること。
- 中小事業者にも取得可能であること。
- 上記を満たすために、基準及び審査方法を含めて継続的に制度改善を行う。

5

## 2021年度方針

制度の浸透を図り、基本的取組を広く徹底するため、2021年度も引き続き「一つ星」に限定して申請を受け付けることが運営委員会で決まりました。「二つ星」「三つ星」のあり方を含む制度拡充の方向性については今後の運営委員会で審議される予定です。



6

## 認証を取得することのメリット

- 最大のメリットは、認証事業者が自社の働きやすさや取り組み状況を第三者機関の中立的・客観的評価として求職者に示すことによって、運転者の採用活動の円滑化が期待されること。
- 取引先である荷主や旅行業者等に対しても、自社の状況を中立的、客観的に示すことにより取引先からの信頼性が向上する。
- 車両等に貼る認証マークのステッカーを使用することで、事業者がPRに活用できる。



## インセンティブ (国土交通省・ClassNK)

- 厚労省との連携により、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。
- 制度趣旨を踏まえ、求人エージェント協力の下で情報発信を行い、自動車運送事業の就労環境に関する求職者のイメージ刷新に努める。
- 先駆的な取り組みを行う事業者を対象とした更なるインセンティブは、取り組み内容や認証要件を見極めつつ、引き続き検討中。

7

## 対象事業者・認証単位・申請の基本要件(1)

### 対象事業者

- ① トラック事業者(第二種貨物利用運送事業者を含む)
- ② バス事業者(乗合バス事業者及び貸切バス事業者の両方を含む)
- ③ タクシー事業者

同一事業者が複数事業(例えば、バス及びタクシー)を申請される際は、事業毎に申請する必要があります。審査料・登録料も申請毎に必要です。

### 対象事業者詳細

業種		運送業許可	対象該否
トラック	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	○
		一般貨物自動車運送事業(特別積合せ)	○
		特定貨物自動車運送事業	○
		貨物軽自動車運送事業	×
	貨物利用運送事業	第一種貨物利用運送事業	×
		第二種貨物利用運送事業	○
バス	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	○
		一般貸切旅客自動車運送事業	○
		特定旅客自動車運送事業	○
タクシー	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業(法人)	○
		一般乗用旅客自動車運送事業(法人・福祉限定)	×
		一般乗用旅客自動車運送事業(個人)	×

8

## 対象営業所

**本社及び運送事業許認可の対象となっている全ての営業所。**

運転者在籍の有無に関わらず、本社は申請対象。但し、登記上のみで実体のない本社は対象外。また、運送事業許認可対象外の営業所等は申請対象外。

## 認証単位

**事業者(法人)又は都道府県単位。**

原則、事業者(法人)単位とします。但し、複数の都道府県に事業所を有する事業者は、申請負担軽減のため、事業者の選択により、都道府県単位※(一つ又は複数の都道府県を選択)でも申請可能。また、一つの事業者で複数事業を申請する際は、事業毎に申請してください。

※【例】「全営業所のうち、〇〇県内の全ての事業所」または「全営業所のうち、東京都と埼玉県内の全ての営業所」

## 申請の基本要件

運送事業の事業許可日を起点とし、事業許可取得後3年以上経過している等基本要件があります。詳細は申請案内書をご確認ください。

# 2021年度スケジュール

## 2021年度スケジュール

### ■申請受付期間

**2021年7月21日～9月21日**

2020年度受付期間と異なるため、ご注意ください。

### ■ホームページ上での認証事業者公表

**2022年2月21日(予定)**

### ■登録証書の有効期間

**登録証書発行日～2024年3月31日**

## 申請案内書

2021年6月中旬開催予定の運営委員会終了後ホームページで公開予定。

<https://www.untenshashokuba.jp>

### 認証取得(登録証書発行)までの流れ



(1) 一つ星審査料・登録料

1)	審査料	50,000円※
	+複数の営業所を申請対象とする場合	+3,000円×営業所数(本社除く)
2)	登録料 (審査結果作成・登録に要する費用)	60,000円
	+複数の営業所を申請対象とする場合	+5,000円×営業所数(本社除く)

※電子申請した場合は、審査料から20,000円を減額し、30,000円とする。

(2) 登録証書の発行

1)	登録証書の新規発行手数料	上記2)の登録料に含む。
2)	登録証書の内容変更 事業所名変更、住所変更等審査を伴わない変更。 但し、審査に関わる変更の場合は審査料を申し受けます。	1通につき10,000円
3)	登録証書の写し発行手数料	1通につき 5,000円

認証項目・参考項目の概要

項目の概要

- 「認証項目」と「参考項目」に分類。
- 「認証項目」は、合否を判断するための項目。全ての項目を満たす必要がある。  
項目数については、タクシーが27項目、トラック及びバスは25項目。
- 「参考項目」は合否に関係しないが、事業者にも更なる取り組みを促し、将来の制度拡充の観点から実施するもの。計21項目。
- 大きくり化されている認証項目については、グループ内複数の項目のうち、達成できている項目の合計点が基準点を満たしていれば合格。

- 項目は6分野に分類。

- A: 法令順守等
- B: 労働時間・休日
- C: 心身の健康
- D: 安心・安定
- E: 多様な人材の確保・育成
- F: 自主性・先進性等

認証項目は申請案内書の付録に掲載。  
申請案内書はホームページ掲載予定。

<https://www.untenshashokuba.jp>



- 行政処分実績の対象期間は過去1年間。\*

\*過去1年間とは、基準日(申請者が指定した、申請月の前月の任意の日)から遡って1年間とする。

- 認証項目は、通し番号単位で全てを満たす必要がある。
- 通し番号11は大きくり項目。  
この中で、合計6点以上になれば合格。満点である必要はない。
- 通し番号11の⑬は自由記述。当該取り組みの趣旨に沿った内容を記述することで加点。

解説書ページ	通し番号	対象分野	一つ星認証(試行運用)	認証項目	対象期間又は時点 ※基準日は申請前月の任意の日	判定対象及び点数		提出書類	保管書類 (登録証書有効期間内の保管義務付け、事後チェック(対面審査)時に確認)
						認証申請の対象営業所の全てが該当する場合	認証申請の対象営業所の一部が該当する場合		
51	11	B	労働時間・休日	<b>大きくり項目</b> ⑩特別有給休暇制度(例、産前休暇、病欠休暇、パースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等)がある。	基準日	2点	-	-	左記を証する書類(就業規則本紙等)
⑪運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。				2点		1点	-	労働時間を管理している書類	
⑫デジタル式運行記録計(デジタコ)を導入し、分析ソフトを使用して運用している。				2点		1点	-	指導教育記録簿	
⑬事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、又は自ら把握している。 【把握事項：対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】				2点		-	-	報告・把握内容が確認できる書類	
53				⑭その他、上記項目に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している(自由記述欄に取り組みを記述)。	自由記述	-	-	左記を証する書類	

# 参考項目の例(B 労働時間・休日)

参考項目は合否に関係しないが、事業者にも更なる取り組みを促し、将来の制度拡充の観点から実施するもの。

解説書ページ	通し番号	対象分野	対象事業者	参考項目	対象期間又は時点 ※基準日は申請前月の任意の日	判定対象及び点数		保管していたくことを予定している書類	
						認証申請の対象営業所の全てが該当する場合	認証申請の対象営業所の一部が該当する場合		
72	1		全て	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間(トラック・タクシー)、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間(バス)又は休日労働の限度違反がない。 ※災害時の避難輸送・救援輸送・支援助物資輸送、交通事故・急病人の発生・通行止め・道路交通渋滞等の不可抗力、タクシーにおける運送引受義務の遵守(運送1回分に限る。)その他客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合を除く。(時間の「実績」に関するこれ以降の認証項目についても同様の取扱いとする。)	過去1年間	2点	-	客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合は日報等その旨を証する書類	
				労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。		年間960時間以内	2点	-	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書(運転者の時間外労働の合計時間を一定時間までに制限することを定めた書類)
73 75	3		全て	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを年間840時間以内に制限しており、一部の営業所を年間720時間以内に制限している場合：2点(全営業所年間960時間以内)+2点(全営業所年間840時間以内)+1点(一部営業所年間720時間以内)=5点	基準日	年間960時間以内	2点	1点	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書(運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間までに制限することを定めた書類)
						年間840時間以内	2点	1点	
						年間720時間以内	2点	1点	
						単月100時間未満	2点	1点	
				2~6ヶ月の平均がいずれも80時間以内	2点	1点			

## 申請書類について

- ・ 「提出書類」と「保管書類」に分類。
- ・ 重要な基本書類のみを「提出書類」として提出を求める。その他書類は「保管書類」として事業者が登録証書の有効期間内において保管し、登録証書発行後に無作為の抽出等による事後チェック(対面審査)において確認。

## 提出書類

(1) 審査申込書、(2) 営業所情報、(3) 自認書、(4) 以下の書類の写し

- ① 就業規則(10人未満の事業所は労働基準監督署の受付印不要)
- ② 36協定
- ③ 労働条件通知書
- ④ 安全衛生委員会等関連書類
- ⑤ 労働安全衛生規則第52条関係で規定する定期健康診断結果報告書(様式第6号)  
(50人以上の事業所のみ対象)
- ⑥ 事業改善報告書等(行政処分の違反点数を受けている事業者のみ対象)

提出書類の注意点や詳細については、付録をご参照ください。

15

## 審査方法(1)

## 事前スクリーニング・書面審査

全ての申請事業者に、以下の審査を行います。

- (1) 事前スクリーニング ※以下のいずれかに該当する場合は審査しない
  - ① 審査手数料が支払われないとき
  - ② 本会と事業者との間に公平性への脅威となる容認できない利害関係があることが判明したとき
  - ③ 事業者による重大な法令違反などの社会的に理解が得られない事業活動実績が確認されたとき
  - ④ 事業者が故意の虚偽説明を行っていた事実が判明したとき
- (2) 書面審査
  - ・ 申込書、自認書及び提出書類を審査し、認証項目を満たさない事項が提出書類に認められた場合、その改訂又は追加書類の提出を要求。
  - ・ 提出された書類が認証項目を満たすと判断される場合は合格

但し、申請内容に疑義等がある場合は、この段階で対面審査を実施することがある。対面審査の方法は、登録した事業者に対する審査(次頁)に準ずる。

16

### 認証登録した事業者に対する対面審査

認証後に抽出された事業者について審査を行います。

- ・ 認証制度の信頼性を確保することを目的として、登録証書発行後に一定の割合で実施。
- ・ 信憑性のある情報等によって、虚偽申請の疑いがある事業者は原則として対面審査対象。
- ・ 選定された事業者の事業所において実施。(事前に日時・実施場所を調整させていただきます。)
- ・ 本認証制度で求める保管書類等の確認及び事業者(運転者を含む)へのヒアリングを実施。
- ・ 保管書類等から、複数の運転者の労働時間・休日取得の実態及び法令遵守の状況をチェック。

### 注意

対面審査の際に確認した資料又は事業者からの説明が申請内容と異なることが判明し、認証基準を満たさないと判断された場合、別途定める方法に基づいて認証を取り消します。

## 認証の取り消し(1)

事実と大きく異なる内容を記載した場合や書類を偽造した場合など、特に悪質と判断される場合認証を取り消した旨をホームページで公表する。以下のいずれかに該当、又は該当することが判明した場合、別途定める方法に基づき、**認証を取り消し**、その旨通知するとともに国土交通省に報告する。

- ① 登録証書の有効期間内に、認証辞退の申出があったとき。
- ② 事実と異なることが判明し、認証基準を満たさなくなったとき。
- ③ 虚偽の疑いが生じた場合において、本会からの質問や資料の提出依頼、対面審査への対応依頼に対し、期限までに求められた対応を行わなかったとき。
- ④ 対面審査の実施に協力しないとき。
- ⑤ 登録証書の有効期間内に認証基準を満たさなくなったとき。
- ⑥ 認証の不正確な引用、登録証書及び審査結果通知書が誤解を招くような方法で使用、又本会の定めた認証マークの使用基準が守られていないとき。
- ⑦ 認証項目に定められている貨物自動車運送事業法、道路運送法等に基づく行政処分の違反点数を超えたとき。

## 認証取り消しまでの猶予期間等

認証付与後に行政処分を受けた場合や、その後の状況変化等により、認証要件を満たさなくなっている状況が確認された場合、適切な措置を書面で確認でき、またフォローアップを行った際に必要な措置が講じられていること等を条件に、即時の認証取り消しは行わない。(重大な行政処分を受けた場合※及び虚偽申請が明らかになった場合を除く。)

※重大な行政処分の基準は違反点数20点(200日車)を超えるものとする

国土交通省 事業者の行政処分情報検索

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03punishment/cgi-bin/search.cgi>

# 申請方法(2021年度:一つ星)

## 申請に必要な書類

- (1) 審査申込書(所定様式)                      申請方法の詳細は申請案内書をご確認ください。
- (2) 営業所一覧(所定様式)                      <https://www.untenshashokuba.jp>
- (3) 自認書(所定様式)
- (4) 提出書類(詳細はスライドP.25~P.34参照)

## 申請方法      ※電子申請の場合は審査料2万円割引

電子申請 ※	全て電子で提出 (電子申請①)	本認証制度ホームページにアクセスし、申請システム上で必要情報を入力。 PDF形式等で上記書類(4)を申請システムにアップロードする方法。
	提出書類のみ郵送 で提出 (電子申請②)	本認証制度ホームページにアクセスし、申請システム上で必要情報を入力・申請し、上記書類(4)は弊会に郵送する方法。
紙による 申請	全て郵送で提出	上記書類(1)~(3)をホームページからダウンロードして必要事項を記入。上記書類(4)とあわせて郵送する方法。

## 申請の流れ

事前準備	アカウント作成～ログイン
STEP1	事業者・申込情報・ご担当者・請求先情報の入力
STEP2	営業所情報の入力
STEP3	認証項目情報の入力
STEP4	参考項目情報の入力
STEP5	提出書類のアップロード(電子申請①)
STEP6	最終確認



提出書類のみ郵送でご提出頂くことも可能です(電子申請②)。料金は全て電子申請した場合と変わりません。(\*電子申請①②については、スライド20 ご参照。)

## アカウントの作成～ログイン

- ① ホームページから申請サイトにアクセスし、申請者のアカウントを作成。
- ② 画面の案内に従って、申請者のメールアドレスを登録すると、認証コードが発行される。
- ③ 認証コード入力後、パスワードを設定し、IDとパスワードで申請画面にログインする。
- ④ ログイン後、画面の案内に従って必要情報を入力。  
申請内容は途中で保存し、続きから再開することが可能です。

# 紙による申請の方法

## 申請の流れ

STEP1	(1)審査申込書 (2)営業所一覧 (3)自認書の様式 上記(1)～(3)の書類を ホームページからダウンロード。 様式は、ホームページで公開予定。
STEP2	ダウンロード後、上記(1)～(3)の書類 に必要事項を記載。 (4)提出書類を準備。
STEP3	上記書類(1)～(4)全てを一般財団法人 日本海事協会へ郵送。 宛先は、ホームページで後日公開予定。

運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書

紙による自認書様式イメージ  
(様式は変更の可能性があります)

運転者職場環境良好度認証制度の申請にあたり、運転者の労働条件や労働環境に対する取り組みに関する認証項目・参考項目について、下記とおりお認しします。

注1) 基準日は、申請月の前月の任意の日を申請者が指定してください。

注2) 各項目について自認できる場合は「○」を記入し、自認できない場合は、該当がない場合も記入しないでください。点数の欄は、認証申請の対象業務の全てが該当する場合は「2/2」を、対象業務の一部が該当する場合は「1/2」を「○」を記入してください。

注3) 消し番号ごとに合計の採点欄に記入してください。(カッコ内の点数は認証に必要な点数を記載しています。)なお、「必須」を記入された項目は採点対象です。

**認 証 項 目**

「認証項目」は、本認証制度において合格を判定するための項目で、27項目を満たす必要があります。ただし、一部の認証項目には複数の小項目が設定されており、すべての小項目を満たさなくても、設定された基準(カッコ内の点数)に達していればその評価項目が満たされます。

項目	認 証 項 目	基準日 <sup>注1)</sup>		採点	備考
		年	月		
【A.法令遵守等】					
1	労働基準法や労働安全衛生法に違反する労働条件の公表事業として両者のホームページに掲載されていない。			必須	
2	労働基準法や労働安全衛生法に違反していない。または、違反されたが千分の一未満に達している。			必須	
3	両業者によって労働条件が定められていない。または、労働条件が定められていない。または、労働条件が定められていない。または、労働条件が定められていない。			必須	
4	労働環境改善、労働安全衛生法に基づいて労働者の健康診断が実施されていない。			必須	
5	就業規則が制定され、労働基準法に基づいて制定されている。また、従業員に周知されている。			必須	
6	労働安全衛生法に基づいて制定されている。また、従業員に周知されている。			必須	
7	労働安全衛生法に基づいて制定されている。また、従業員に周知されている。			必須	
8	労働安全衛生法に基づいて制定されている。また、従業員に周知されている。			必須	
9	労働安全衛生法に基づいて制定されている。また、従業員に周知されている。			必須	

申請方法の詳細は申請案内書をご確認ください。

全国各地に幅広く制度の普及推進を図るため、各認定推進機関と協力して行う予定。

## 認定推進機関の役割 (運転者職場環境良好度認証制度実施要綱より)

- 認証実施団体(ClassNK)は日本の法律に基づいて設立された法人で、各地域や各業種等における運転者職場環境良好度認証制度の推進を適確に実施する能力があると認められる者を指定者(国土交通省)と協議した上で推進機関として認定できる。
- 認定された推進機関は、各地域や各業種等における事業者への運転者職場環境良好度認証制度の周知・広報又は助言指導、その他必要な業務を実施するものとする。

## これまでに認定した推進機関 (2021年3月末日現在)

注: 業界内の並び順は認定順

損害保険	東京海上日動火災株式会社	求人サイト運営	株式会社日本総合ビジネス
	三井住友海上火災保険株式会社		ディップ株式会社
	損害保険ジャパン株式会社	リース	ヤマトリース株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社		オリックス自動車株式会社
	AIG損害保険株式会社	福利厚生	株式会社ベネフィット・ワン

# お問い合わせについて

本認証制度実施に関わるホームページを開設し、制度の概要、認証プロセス、認証項目・基準について紹介しています。ホームページの「お問い合わせフォーム」にご質問を記載頂ければ、個別に回答いたします。一般的なご質問については、ホームページの「よくあるご質問(FAQ)」に掲載しています。

<https://www.untenshashokuba.jp>

担当: 一般社団法人日本海事協会 交通物流部

「運転者職場環境良好度認証制度」とは  
 運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに  
 必要となる運転者を確保・育成するために  
 長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者を認証する制度です。



スライドタイトル	内容	ページ数
申請における注意事項	(1) 事業者情報登録	P.26
	(2) 営業所情報登録	P.27
提出書類における注意事項	(1) 提出書類早見表	P.28
	(2) 就業規則の写し	P.29
	(3) 36協定の写し	P.30
	(4) 労働条件通知書の写し	P.31
	(5) 安全衛生委員会等関連書類	P.32
	(6) 健康診断結果報告書の写し	P.33
	(7) 事業改善報告書等の写し	P.34

## 付録 申請における注意事項(1)

## 事業者情報登録

登記上と実質上の本社所在地が異なる場合においては、以下のように情報登録を行う。

## 【事業者情報】

- ・ 登記上の事業者情報欄：法人登記上の本社を登録
- ・ 実質上の事業者情報欄：実質上の本社を登録

登記上の本社で事業を行わず、別に本社を設けている場合は本社機能を有する実質的な本社もご入力ください。

**本項目入力情報が、そのまま登録証書に記載されます。**

登記上の本社所在地及び法人番号は以下より検索可能。

国税庁 法人番号公表サイト

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

営業所情報登録

- ・登録対象の営業所
  - ①事業者(法人)単位で申請する場合  
本社を含む運送事業許認可の対象となる全ての営業所を登録。
  - ②一部都道府県単位で申請する場合  
申請対象となる都道府県の本社を含む運送事業許認可対象の全ての営業所を登録。
- ・労働者数とは  
営業所における常時使用する労働者数※を意味する。  
※常時使用する労働者数とは、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて常態として使用する労働者の数のこと。
- ・ドライバー数とは  
労働者数の内の運転者数を意味する。
- ・登録証書について  
営業所情報登録時に入力した内容が、登録証書に反映される。  
全角・半角、スペースやカッコ等の入力間違いに注意。

付録 提出書類における注意事項(1)

提出書類早見表

本社に運転者が在籍していない場合は①～⑤提出不要

常時使用する労働者数	①就業規則	②36協定	③労働条件通知書	④安全衛生委員会等		⑤健診結果報告書 様式第6号	⑥改善報告書
				構成員一覧	議事録		
10人未満	○ <small>労基署受付印不要</small>	○	○	×	○※1	×	○※3
10人以上 50人未満	○	○	○	×	○※1	×	○※3
50人以上	○	○	○	○	○	○※2	○※3

- ※1 当該委員会設置義務がない50人未満の営業所の場合、労働安全衛生規則第23条に基づき、従業員の意見を聴くための機会を設けたことが確認できる書類。  
在籍運転者数を問わず、国土交通省告示1366号又は1676号(指導監督指針)に基づく乗務員教育、研修や指導のみの機会及び業務打ち合わせ等の書類は対象になりません。
- ※2 情報の特性上、個人の健康診断結果は提出しないでください。
- ※3 行政処分の違反点数1点以上を受けた事業者のみ対象。文書警告の場合は含まない。

運転者の在籍有無、常時使用する労働者数等により、提出書類は異なります。  
提出書類の注意点や詳細については、次ページ以降をご参照ください。

## (1) 就業規則の写し

- ① 運転者が対象となる就業規則であること
- ② 申請する全ての営業所毎に提出 ※1
- ③ 表紙に労働基準監督署の受付印があること ※2
- ④ 変更届のみの提出は不可 ※3
- ⑤ 年5日の有給休暇取得義務化が反映されていること
- ⑥ 賃金規定や退職金規程などの付属規程や  
**運転者以外の職掌の規定は提出不要**

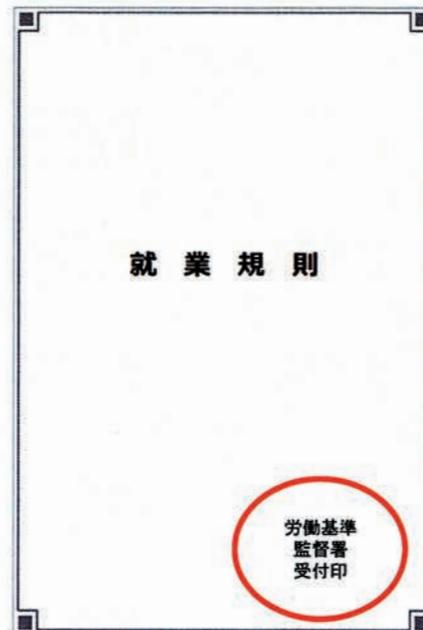
※1 就業規則が全て同一の場合、本文は1通で良いが、労基署受付印のあるページは全ての営業所分が必要。  
営業所毎の届出ではなく一括届出の場合においては、労基署へ届出した「届出事業場一覧表」の写しをあわせて提出。

※2 郵送提出により、受付印がない場合はその旨記載。  
労働者数が10人未満の場合、本認証制度においては労基署印不要。

※3 労基署への届出が変更届のみの場合は、以下2点を提出。  
・ 労基署の受付印がある当該変更届  
・ 変更点が反映された最新版の就業規則（労基署受付印不要）

【参考】厚生労働省 就業規則・36協定の本社一括届出について

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/130419-1.html>



# 付録 提出書類における注意事項(3)

## (2) 36協定の写し

- ① 運転者が適用される36協定であること
- ② 申請する全ての営業所毎に提出 ※1
- ③ 様式第9号関連及び協定書を提出
- ④ 申請日又は基準日に有効な協定であること
- ⑤ 労働基準監督署の受付印があること ※2

※1 一括届出の場合  
「届出事業場一覧表」の写しをあわせて提出。

※2 労基署の受付印がない場合  
郵送提出等により、受付印がない場合はその旨記載。

【参考】厚生労働省 就業規則・36協定の本社一括届出について

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/130419-1.html>

【参考】厚生労働省 様式

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

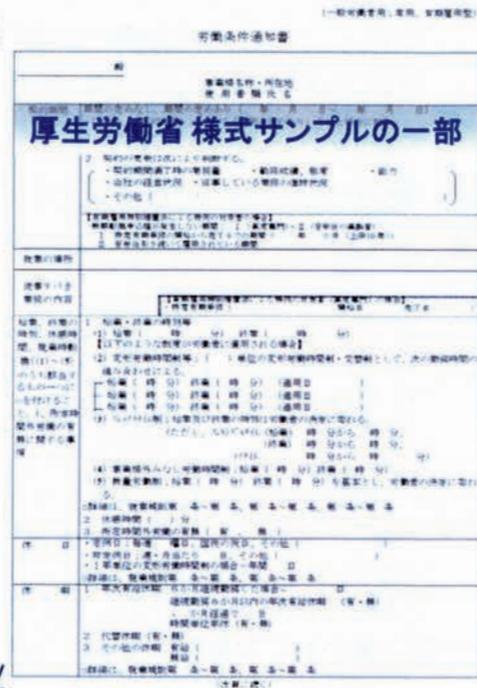
(3) 労働条件通知書の写し

- ① 運転者を対象とした労働条件通知書であること ※1
- ② 原則として申請する全ての営業所毎に提出
- ③ 事業所名及び労働者名の記載がある
- ④ 以下の明示項目記載が必要
  - ・契約期間
  - ・就業の場所
  - ・仕事の内容
  - ・始業時間
  - ・休日
  - ・休暇
  - ・残業の有無
  - ・賃金(×日、支払日含)
  - ・退職に関する事項
- ⑤ 新規採用が無い場合はひな形を提出 ※2

※1 上記④の明示事項を満たす内容であれば雇用契約書でも可とする。

※2 複数営業所があり全営業所共通様式を使用予定の場合についてはその旨を記載し、提出は任意の営業所分の1通で可とする。

【参考】厚生労働省 様式  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>



付録 提出書類における注意事項(5)

(4) 安全衛生委員会等関連書類

- ① 原則として申請する全ての営業所毎に提出が必要 ※1
- ② 乗務員教育、研修や指導のみの機会及び業務打合せ等を内容とする場合は該当しない ※2
- ③ 開催頻度
  - 【法定の委員会】 月1回以上開催
  - 【従業員の意見を聴く機会】 月1回程度設けることを推奨
- ④ 法令に基づき委員会等の設置義務が異なるため労働者数により提出書類が異なる

50人以上の営業所は以下2点

- ・直近1回分の議事録
- ・構成員一覧

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者  
 産業医、労働者等の立場が明記されていること。

50人未満の営業所は以下1点

- ・直近1回分の従業員の意見を聴く機会を設けたことが分かる議事録等

安全衛生委員会等の設置義務はないが、労働安全衛生規則第23条の2に基づき、従業員の意見を聴くための機会を設けることとされている。

※1 複数営業所が合同で委員会等を開催している場合は、委員会の構成員一覧又は議事録に委員の所属営業所を記載。

※2 国土交通省告示1366号又は1676号(指導監督指針)に基づくものであり類似性はあるが目的が異なるため。

## (5) 健康診断結果報告書様式第6号の写し

- ① 申請する全ての営業所毎に提出
- ② 様式第6号の写しであること
- ③ 直近1回分の結果報告書であること
- ④ 労働基準監督署の受付印があること
- ⑤ **個人の健康診断結果提出不可**



【参考】厚生労働省 様式

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18\\_01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18_01.pdf)

33

# 付録 提出書類における注意事項(7)

## (6) 事業改善報告書等の写し

- ① **過去1年間の行政処分全てが対象 ※1**
- ② 事業改善報告書や改善計画書等を提出
- ③ 停止車両日数や違反点数の内訳が確認できる書類を提出 ※2
- ④ 文書警告のみの場合は提出不要

※1 過去1年間とは、基準日(申請者が指定した、申請月の前月の任意の日)から遡って1年間とする。

※2 輸送施設の使用停止及び付帯命令書等。

(平成〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反)

番号	違反事実 (適用条項)	基準日車数	適用
1	運転者の過労防止に関する措置が次の事項について不適切であったこと。 ・所定の労働時間を超えて乗務していた者があったこと。【未遵守計35件】 40日車-120日車 (貨物自動車運送事業法第17条第1項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	120日車	未遵守計31件以上 (再違反適用)
2	乗務等の記録について、次の事項が不適切であったこと。 【〇〇件中〇〇件 未遵守率55.5%】 ①休憩又は睡眠をした地点及び日時 ②車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の事業用自動車の貨物の積載状況 10日車-30日車 (貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)	30日車	超過不備率50%以上 (再違反適用)

日車数内訳

処分日車数 150日車

備考

① 「処分日車数」については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付付国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号)2に定めるところにより算出したものである。

34

# 運転者職場環境良好度認証制度 “働きやすい職場認証制度”

## 認証項目

一般財団法人 日本海事協会

© Copyright by NIPPON KAIJI KYOKAI

### 認証項目の構成

27の必須項目(※)

A 法令遵守等

B 労働時間・休日

C 心身の健康

D 安心・安定

E 多様な人材の確保・育成

一つ星の合否には関係しない

+

参考項目

(将来の制度拡充の観点から実施する項目)

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
1	労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。	法人全体で判定	
2	労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。	法人全体で判定	
3	使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。	法人全体で判定	
4	道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が20点を超えていない。	法人全体で判定	

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
5	就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
6	36協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
7	従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
8	本認証制度に基づく認証を取り消されていない。	法人全体で判定	
9	本認証制度に基づく認証に関し、例えば、認証事業者ではないにもかかわらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示又は説明していない。	法人全体で判定	

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
10	<p>認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度違反に対する行政処分による累積違反点数が5点を超えていない。 ※道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分が対象。</p>	認証申請の対象となる全ての営業所	

①～⑬で少なくとも合計6点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
11	<p><b>労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。</b> ①労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。</p>	2点	-
	<p>②労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。</p>	2点	1点
	<p>③労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を9時間以上（隔日勤務の場合は21時間以上）確保することを計画している、又は定めている。</p>	2点	1点
	<p>④労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を12日以内に制限することを計画している、又は定めている。</p>	2点	1点

## B 労働時間・休日

①～⑬で少なくとも合計6点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
11	労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。		
	⑤フルタイムの運転者の年間の休日数は平均105日以上（※注）である。（計画でも可） ※注：年次有給休暇を除く（年間の法定休日及び法定外休日の合計が平均105日以上）	2点	1点
	⑥フルタイムの運転者について、完全週休2日制（※注）を採用している。 ※注：1年を通して、毎週2日の休日がある。	2点	1点
	⑦労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与している。	2点	-
	⑧全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設けている。	2点	-

7

## B 労働時間・休日

①～⑬で少なくとも合計6点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
11	⑨特別有給休暇制度（例、慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等）がある。	2点	-
	⑩運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	2点	1点
	⑪デジタル式運行記録計（デジタコ）を導入し、分析ソフトを使用して運用している。	2点	1点
	⑫事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、又は自ら把握している。 【把握事項：対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】	2点	-
	⑬その他、上記項目に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）	2点	-

8

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
12	運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	認証申請の対象となる全ての営業所	

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
13	労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
14	認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	認証申請の対象となる全ての営業所	
15	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。	認証申請の対象となる全ての営業所	

## C 心身の健康

①～⑥で少なくとも合計6点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
16	<b>心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。</b>		
	①法令で定められた健康診断以外の健康診断（脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等）を実施している。	2点	1点
	②運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している（自由記述欄に導入している機器を記載）。	2点	1点
	③従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定	2点	1点
	④管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している。	2点	1点
	⑤パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署又は担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している。	2点	1点
	⑥その他、上記項目に該当しない心身の健康に関する取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記載）。	2点	1点

## D 安心・安定

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
17	認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	認証申請の対象となる全ての営業所	
18	健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している。	認証申請の対象となる全ての営業所	

## D 安心・安定

①～⑥で少なくとも合計4点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
19	運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している。		
	①労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。	2点	1点
	②病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。	2点	1点
	③退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている。	2点	1点
	④定年廃止、定年延長又は再雇用により、65歳を超えても働ける制度がある。	2点	1点
	⑤採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は正社員ではない場合も1年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している。	2点	1点
	⑥その他、上記項目に該当しない運転者の安心・安定のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記載）。	2点	1点

13

## D 安心・安定

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
20	交通事故を発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしていない。 ※労働基準法第16条参照。運転者の責任により実際に発生した損害について賠償を請求することは禁止されていないが、予め金額を決めておくことは禁止されている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
21	認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	認証申請の対象となる全ての営業所	
22	最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
23	歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の6割以上の賃金が保障されている。あるいは、歩合制度を採用していない。	認証申請の対象となる全ての営業所	
24	労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。	認証申請の対象となる全ての営業所	

14

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
25	<p>労働基準監督署から累進歩合制度（※注）の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している。</p> <p>※注：歩合給制度であって、歩合給の額が非連続的に増減するもの。累進歩合給、トップ賞、奨励加給を含む。積算歩合給制とは異なる。</p>	認証申請の対象となる全ての営業所	
26	<p>名目の如何を問わず、事業に要する以下の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカード、電子マネー、クーポン等の決済端末使用料・加盟店手数料</li> <li>・デラックス車、黒塗車、新車等の車両使用料</li> <li>・カーナビ、デジタル無線、デジタコ、ドライブレコーダー等の機器使用料</li> <li>・障害者割引に係る割引額</li> </ul>	認証申請の対象となる全ての営業所	

## E 多様な人材の確保・育成

①～⑧で少なくとも合計6点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
27	<b>多様な人材の確保・育成のための免許・資格取得支援制度を設けている。</b>		
	①運転免許の取得支援制度を設けている。	2点	1点
	②①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている（自由記述欄に導入している資格取得制度を記載）。 【例、運行管理者、フォークリフト、クレーン等】	2点	1点

## E 多様な人材の確保・育成

①～⑧で少なくとも合計6点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
27	<b>女性運転手が働きやすい環境がある。</b>		
	③常時選任する女性運転者がいる。	2点	1点
	④営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設又は睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある。	2点	1点
	⑤その他、③④に該当しない女性運転者を採用する・支援する取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記載）。	2点	1点

## E 多様な人材の確保・育成

①～⑧で少なくとも合計6点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
27	<b>運転者のニーズに対応した勤務シフト、福利厚生制度等を設けている。</b>		
	⑥運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 【例：育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等】	2点	1点
	⑦運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 【例：社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等】	2点	1点
	⑧運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている。 【例：社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等】	2点	1点

ホームページの「お問い合わせフォーム」にご質問を記載頂ければ個別に回答させていただきます。また、一般的なご質問については、ホームページの「よくあるご質問(FAQ)」をご覧ください。

URL: <https://www.untenshashokuba.jp>

担当: ClassNK 交通物流部

「運転者職場環境良好度認証制度」とは  
運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに  
必要となる運転者を確保・育成するために  
長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者を認証する制度です。



-  運転者職場環境良好度認証制度
-  認証事業者一覧
-  認証プロセス
-  認証業務・費用  
(※別添)

## 令和3年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施要領

令和3年4月  
国土交通省  
自動車局整備課

大型自動車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。以下同じ。)については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢の高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にある。また、大型自動車の車輪脱落事故や車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところであるが、依然としてこれらの事故が発生している状況にある。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととする。

### 記

#### 1. 重点点検実施対象事業者

- (1) 公益社団法人日本バス協会の会員であって、乗車定員30人以上の自動車を保有するすべての事業者(ただし、次の(2)と重複する事業者を除く。)
- (2) 公益社団法人全日本トラック協会の会員であって、車両総重量8トン以上の自動車を50両以上保有する事業者。

#### 2. 実施期間

令和3年9月1日(水)から11月30日(火)までの3ヶ月間(以下「重点点検期間」という。)

#### 3. 重点点検項目

- (1) 法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

重点点検項目

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置		燃料漏れ	同左
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ (*トラックのみ)		ロッドのストローク	同左 機能
車枠及び車体 (*バスのみ)			非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左
ターボチャージャー (*バスのみ)				タービン・ロータの回転具合等(メーカー指定)

(2) 貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中、法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

4. 実施方法

(1) 地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)、又は、地方運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運事務所及び運輸事務所等(以下「地方運輸支局等」という。)は、重点点検実施対象事業者に対し、重点点検項目を特に留意して点検するよう注意喚起を行い、その点検結果を報告様式(別紙1)

により報告するよう依頼する。

(2) 重点点検実施対象事業者は、3.(1)について、重点点検項目を特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別紙1)に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入し、報告する。

また、3.(2)について、その点検結果を報告様式(別紙3)に記入し、都道府県別に地方運輸局等に報告する。大型自動車を保有していない貨物自動車運送事業者についても、ホイール・ナットの緩みの重点点検実施台数を0と記入し、報告する。

(3) 地方運輸局等は、各事業者の点検結果を令和4年1月15日(金)までに様式(別紙2及び様式4)により集計した上で、国土交通省自動車局整備課あて報告する。(報告をしていない事業者が存在する場合は、催促を行う等し、必ず報告を受けるよう努める。)

※1 重点点検の実施にあたっては、必要に応じて地方運輸局等から、各都道府県のバス協会及びトラック協会に協力を依頼する。

※2 地方運輸局等並びに各都道府県のバス協会及びトラック協会においては、必要に応じて重点点検対象事業者以外にも対象を広げる等、自主的な取組に努めることとする。



事業者名				
保有台数	大型バス(乗合)	大型バス(貸切)	大型トラック(被牽引車を除く)	大型トラック(被牽引車)
	台	台	台	台
定期点検実施台数				
	うち12月点検	台	台	台

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

(点検後の留意点等)

- ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
  - ② フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのじみや漏れがないかを確認する。
- ※ 試運転時、マフラ、テールパイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ 「不適合」があった台数を記入(複数の不具合箇所があっても1台と計上)

※ 下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。

※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(バス・トラック共通)

点検項目	点検の実施方法 【1台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上】	必須記入		総走行距離別		初度登録年別		
		不適合	不具合別内訳件数					
燃料装置の燃料漏れ(3月)	① フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレタ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 ※ エンジンやエンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。 ② フューエル・ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 ③ ホース及びパイプのクランプの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 ④ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。 ※ 特に経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。		ホース・パイプの亀裂	件	50万km未満	台	H28年以降	台
			クランプの取付状態	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
			クランプのゴムの劣化	件	100万km超	台	H23年以前	台
電気装置の電気配線(3月)	エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クランプの緩み及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。		クランプの取付状態	件	50万km未満	台	H28年以降	台
			電気配線の干渉	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
制動装置のホース、パイプの損傷、オイル漏れ及び取付状態(3月)	① ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 ② パイプ及びホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。 ③ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。 ④ 接合部及びクランプに緩みなどがいないかをスパナなどにより点検する。 ⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹸水等を用いて目視などにより点検する。		他の部分との接触	件	50万km未満	台	H28年以降	台
			ホースの劣化	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
			接合部、クランプの緩み	件	100万km超	台	H23年以前	台
			エア漏れ	件				

(トラックのみ)

制動装置のブレーキ・チャンバのロッドのストローク(3月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。		ロッドのストロークの規定範囲外	件	50万km未満	台	H28年以降	台
制動装置のブレーキ・チャンバの機能(12月)	① 規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、チャンバのクランプ回り、ホース(チューブ)の接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 ② ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。 ③ 必要がある場合には、ブレーキ・チャンバを分解し、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷や劣化がないかを目視などにより点検する。(定期交換部品になっているものは、メーカーの指定する時期に交換する必要がある。)		エア漏れ	件	50万km未満	台	H28年以降	台
			チャンバ・ロッド戻りの異常	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
			損傷・劣化	件	100万km超	台	H23年以前	台

(バスのみ)

非常口の扉の機能(3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。		開閉不良	件	50万km未満	台	H28年以降	台
車枠車体の損傷(3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。		損傷	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
					100万km超	台	H23年以前	台
タービン・ロータの回転具台等(12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたターボチャージャーの定期点検を実施する。 ※ターボチャージャー潤滑系の配管部品の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、注意する。		シャフトのガタ、ロータとハウジングとの接触	件	50万km未満	台	H28年以降	台
					50超～100万km	台	H27～H24年	台
					100万km超	台	H23年以前	台

① 「保有台数」については重点点検の実施期間(3ヶ月間)の平均台数を四捨五入し、整数値で記入してください。

【重要】 重点点検報告様式については、3ヶ月間の点検結果を1枚にまとめて報告してください。

定期点検報告様式					別紙 2
支局等	台数	回収率			
大型バス(乗合)	大型バス(貸切)	大型トラック(被牽引車を除く)	大型トラック(被牽引車)		
保有台数					
定期点検実施台数					
うち 12月点検					

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

(点検後の留意点等)  
 ① 点検整備作業終了後は、エンジンやエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。  
 ② フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにじみや漏れがないかを確認する。  
 ※ 試運転時、マフラー、テールパイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別の「不適合」台数のみ

② 「定期点検実施台数」については3ヶ月間で定期点検を実施した全ての車両台数を記入してください。(3ヶ月間で同一車両に対して2回以上定期点検を行った場合も、1台として計上してください。)

点検の実施方法	必須記	
1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上)	不適合	不具合別
タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。		ホース・パイプの
エンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。		クラムの取付状態
ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。		クラムのゴムの劣化
パイプのクラムの取付に緩みがないか、目視などで点検する。		クラムの取付状態
ゴムの劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。		電気記録の干渉
毎年車は、クラムのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。		他の部分との接触
		ホースの劣化
		接合部、クラムの緩み
		エア漏れ
		ロッドのストロークの規定範囲外
		ブレーキの劣化
		非常口の扉の機能
		車体損傷
		タービン・ローターの回転具合等

③ 「不適合」の欄には、不適合があった台数を記入してください。ただし、複数の不具合箇所があっても1台と計上してください。

⑤ 「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

走行距離	初年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	台	割合								
50超～100万km										
100万km超										
50万km未満										
50超～100万km										
100万km超										
50万km未満										
50超～100万km										
100万km超										
50万km未満										
50超～100万km										
100万km超										
50万km未満										
50超～100万km										
100万km超										
50万km未満										
50超～100万km										
100万km超										

④ 「不適合別内訳件数」の欄には、それぞれの項目について内訳を記入してください。ただし、どの項目にも当てはまらない場合は、③「不適合」台数のみに記入し、内訳を記入いただく必要はございません。

(取りまとめ:〇〇運輸支局)

事業者名	
------	--

保有台数	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)
	台	台

対象は、車両総重量8トン以上のトラックに限る。

※ご協力いただける場合は、「**不適合**」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(トラックのみ)

点検項目	点検の実施方法	必須記入
		ホイール・ナットの緩み有
ホイール・ボルトの緩み	①ホイール・ナットが規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)で締め付けられているかトルク・レンチを用いるなどにより点検する。 ②JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットが規定トルクで締め付けられているかをトルク・レンチを用いるなどにより点検する。次に、緩めたアウトター・ナットを規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	台

総走行距離別		初度登録年別	
50万km未満	台	H28年以降	台
50超～100万km	台	H27～H24年	台
100万km超	台	H23年以前	台

**【重要】** ホイール・ナット緩み報告様式については、複数回実施も点検結果を1枚にまとめて報告してください。

ホイール・ナットの緩み報告様式

別紙 4

① 「保有台数」については点検実施時点での台数を記入してください。

保有台数	回収率
台	
大型トラック (被牽引車) を除く	対象は、車両総重量8トン以上のトラックに限る。

③ 「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

(トラックのみ)

点検項目	点検の実施方法	必須記入
		ホイール・ナットの緩み有
ホイール・ボルトの緩み	①ホイール・ナットが規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)で締め付けられているかトルク・レンチを用いるなどにより点検する。 ②JIS方式のダブルタイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットが規定トルクで締め付けられているかをトルク・レンチを用いるなどにより点検する。次に、緩めたアウトター・ナットを規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	台

総走行距離別	初度登録年別	
	台	台
50万km未満	H28年以降	台
50超～100万km	H27～H24年	台
100万km超	H23年以前	台

② 「ホイール・ナットの緩み有」の欄には、緩みがあった台数を記入してください。  
ただし、複数輪及び複数のナットの緩みがあっても1台と計上してください。

厚生労働省委託事業 就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業  
トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム

**TRY!  
TRUCK!!  
TRANSPORT!**  
新たなキャリアに、トライしよう。

**35歳～54歳の“就職氷河期世代”の方が対象!**

トラックドライバーに必要な  
運転免許・知識の習得と業界への就職を

**無料<sup>\*</sup>で支援します!**

※免許証交付費等、一部費用を除きます。

**トラック輸送に必要な大型運転免許の取得から就職まで  
新たなキャリアへのチャレンジをサポートします!**

公益社団法人全日本トラック協会では、令和2年9月より、厚生労働省より受託した就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業の募集を開始いたしました。

本事業は、トラックの運転に必要な大型・中型・準中型免許の取得から、業界知識の習得(座学講座)、職場見学、職場体験等を組み合わせた「出口一体型」のプログラムとなっており、令和2年度から令和4年度までの3ヶ年の事業として実施いたします。

現在、求職中の方はもちろん、非正規雇用労働者の方でもご参加いただけます。トラック運送業界に関心のある方は、ぜひお申し込みください。



以下の費用については、本プログラムには含まれません。訓練生ご自身にて負担いただく必要があります。

・仮免申請交付料・免許証交付手続き費用・教習所ごとのオプションに係る料金 ・自宅・訓練施設間の交通費・訓練期間中に加入する保険料等



高松基署発 0625 第 3 号  
令和 3 年 6 月 25 日

事業主各位

高松労働基準監督署長



墜落・転落災害防止対策の推進に係る協力要請について

平素より労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における令和 2 年の休業 4 日以上労働災害は 537 件となり、前年と比べ 20 件 (3.8%) の増加をみましたが、第 13 次労働災害防止計画 (以下、「13 次防」という。) の第 4 年度である令和 3 年の目標は 417 件であり、目標達成については厳しい状況となっています。令和 2 年の労働災害 537 件の発生状況としては、転倒災害が最も多く全体の 25.3% (136 件) を占め、次いで墜落・転落災害が 16.2% (87 件) となっています。

このため、当署においては、令和 3 年度の安全衛生対策の推進に当たり、墜落転落災害の大幅な減少を図ることを最重点課題として進めることとしております。(最も発生率の高い「転倒災害」については業種横断的に「STOP 転倒災害」を推進しているところです。)

つきましては、貴団体におかれましても、会員事業場に対し、別添 3 種のチェックリスト (「トラック荷台からの墜落・転落災害防止チェックリスト」、「はしごを使う前に&脚立を使う前にリーフレット (チェックリスト)」、「階段からの墜落・転落災害防止チェックリスト」) により自主点検を実施していただき、職場における墜落・転落災害防止に努めていただきますようお願いいたします。

問い合わせ

高松労働基準監督署 安全衛生課 担当：池田、大野  
〒760-0019 高松市サンポート 3-33  
高松サンポート合同庁舎 2 階  
TEL 087-811-8945

トラック荷台からの墜落・転落災害が増加しています！  
下記のチェックリストを活用して、各現場の点検をしてください。【高松労働基準監督署】

## トラック荷台からの墜落・転落災害防止チェックリスト

番号	チェック項目	チェック
1	荷台と段差が無いプラットホームがあるか？	
2	荷台の外側に設ける『仮設の作業床』を使用しているか？	
3	安全帯を取り付ける設備がトラックにある場合必ず安全帯を使用するよう指導しているか？	
4	荷台への昇降設備・装置(昇降装置・踏み台など)を準備しているか？【裏面参照】	
5	トラック昇降時に、あおりに足をかけないよう徹底しているか？ (上記2、4を使用している)	
6	トラック荷台で作業する(移動する)際は、「後ずさり」を禁止しているか？	
7	トラック荷台への昇降は、手足の「3点支持」を徹底しているか？	
8	トラックの荷台昇降時のステップを踏み外すことがないよう、しっかりと踏み込むよう教育しているか？	
9	トラックに「転落注意」ステッカーを貼り、注意喚起しているか？	
10	トラック荷台への「飛び乗り・飛び降り」を禁止しているか？	
11	荷積みしているトラックの荷台上の移動を「原則禁止」しているか？	
12	トラック荷台への荷積み作業以外は、地上で行うことを徹底しているか？	
13	荷役作業時は保護帽(墜落時保護用)を必ず着用させているか？	
14	保護帽は「あごひも」をしっかり締めることを指導しているか？	
15	保護帽(墜落時保護用)は耐用年数を過ぎると交換しているか？ (ABS・PC・PE製は3年、FRP製は5年)	
16	ストレッチ体操や墜落予防の運動を導入(又は勧奨)しているか？	

【記入方法】 できている：「○」、できていない：「×」、該当なし：「-」を記入。



# はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

## 作業前 8 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

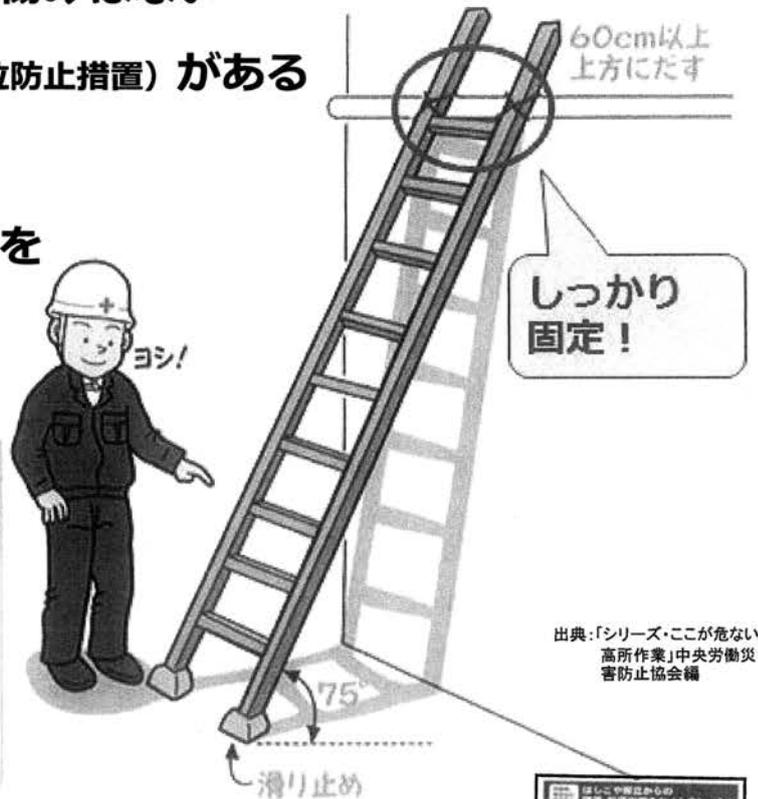
- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災  
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に  
なってから、作業を始めましょう！

## 作業前 10 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する  
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、  
折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つ  
ための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

階段からの墜落・転落災害が増加しています！  
 下記のチェックリストを活用して、各現場の点検をしてください。【高松労働基準監督署】

## 階段昇降時の墜落・転落災害防止チェックリスト

番号	チェック項目	チェック
1	階段に滑り止めを設けているか？	
2	階段の勾配は急すぎないか？	
3	手すりを設けているか？	
4	階段の踏面や手すりが損傷していないか？	
5	照明は十分な明るさを確保しているか？	
6	段差や滑りやすい箇所に注意を促す標識があるか？	
7	耐滑性の靴を採用しているか？	
8	階段周囲の整理・整頓に努めているか？	
9	階段の上り方向・下り方向に係るルール(右側通行など)をあらかじめ決めてしているか？	
10	ポケットに手を入れて階段を昇降していないか？	
11	慌てることなく、ゆっくりと確実に昇降しているか？	
12	ストレッチ体操や墜落予防の運動を導入(又は勧奨)しているか？	

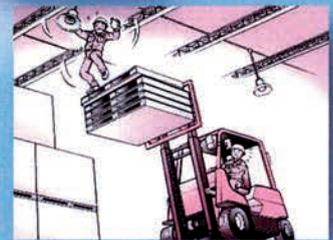
【記入方法】できている：「○」、できていない：「×」、該当なし：「-」を記入。

# 陸災防労働災害事例生成ツール

## 事例生成ツールとは

ブラウザ上で災害事例を誰でも簡単に入力でき、社内教育や共有資料として、見やすく、シンプルに出力できるツールです。

### 特徴



- ・ 再発事故防止、危険予知・リスクアセスメントの両面からの安全対策を図ることができます。
- ・ 自社内の写真を活用できるので、実態に即した現場環境を再現することができます。
- ・ 画面上で動的に画像を動かすことができるので、リアリティのある再現が可能です。
- ・ 全て無料で利用できます。（陸災防の会員は共有化された全ての事例の閲覧ができます。）

## お申込み欄

ツールの利用にはお申込みが必要です。  
欄内に必要事項を全てご記入ください。

会社名・営業所名			
会員・非会員の別	<input type="checkbox"/> 会員 (賛助会員含む)	<input type="checkbox"/> 非会員	担当者名
住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			
希望ログインID (6文字以上で英字と数字を混在させてください)			
希望パスワード (8文字以上で英字と数字を混在させてください)			

ご記入後にメールまたはFAXにてお申込みください

E-Mail : saigaijirei.registration@rikusai.or.jp

FAX : 03-3453-7561

(注)登録完了後メールにてお知らせいたします。数日経っても届かない場合は下記の「お問い合わせ」までご連絡ください。  
お申込みいただいた登録情報は、当ツール使用の目的のみに利用させていただきます。

お問い合わせ：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561

広報誌のご案内

# お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

**登録料・購読料は無料**です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申込みください。

## お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ FAX 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		FAX番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/  
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。  
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ  
をご覧ください。

http://www.rikusaibou-kagawa.jp/

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管  
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部  
TEL 087-851-6251



## 会員名簿の変更等について

3年8月1日

当協会発行の会員名簿(令和3年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会社名他	変更内容
8	シモハナ物流(株) 高松営業所	【退会】
24	盛和実業(有)	【退会】
26	(株)飛鳥運輸 香川営業所	【退会】
30	北四国運輸倉庫(株)	【代表者】 仲野 克彦
44	(株)笠井土木運送	【退会】
44	(有)佐野運輸	【変更】 〒769-2302 さぬき市長尾西1259-1
44	(株)真部組	【変更】 〒769-2302 さぬき市長尾西866-1
50	九州運輸建設(株)坂出営業所	【退会】

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。